

法人が診療所を開設した後の変更等の手続きについて

変更前に許可を受ける必要がある事項

変更予定日の6日*程度前までに

変更予定日の6日*程度前までに、診療所開設許可事項変更許可申請書（4号様式）を提出し、変更の許可を受けてください。※標準処理期間。申請内容によって処理に必要な日数は異なりますので、お問い合わせください。

変更の主な内容

添付書類等

- 開設の目的および維持の方法

- 定款・寄付行為の写し

事前に定款・寄付行為の変更が必要です。

- 医師・歯科医師・薬剤師・看護師・歯科衛生士その他の従業者の定員

- 敷地の面積・平面図

- 変更前・変更後の平面図

- 建物の構造・平面図

変更する部分を明示してください。

- 歯科技工室の構造設備

- 病床数・病床の種別ごとの病床数・各病室の病床数 [増床]

変更後に届け出る必要がある事項

変更後10日以内

変更後10日以内に診療所許可（届出）事項変更届（8号様式）を提出してください。

変更の主な内容

添付書類等

- 法人の名称・主たる事務所の所在地

- 定款・寄付行為の写し

- 診療所の名称

事前に定款・寄付行為の変更が必要です。

- 開設場所（住居表示の変更）

診療所を移転した場合は、変更届ではなく廃止・開設の手続きが必要です。

- 診療科目

- 病床数・病床の種別ごとの病床数・各病室の病床数 [減床]

- 変更前・変更後の平面図

変更した部分を明示してください。

- 管理者

- 医師・歯科医師免許証の原本・写し

- 臨床研修修了登録証の原本・写し

- 履歴書

- 法人の理事に就任したことを示す書類（社員総会の議事録・理事就任承諾書等）

- 管理者の住所

- 定款・寄付行為

- 定款・寄付行為の写し

※ エックス線装置を設置・更新・移設・廃止した場合は、エックス線関係の届出が必要です。

変更の申請・届出を忘れやすいケース

- 部屋の用途を変える場合 許可を受けている平面図から変更する場合、事前に申請し、許可を受ける必要があります。
- 管理者が転居した場合 自宅住所の変更も届出が必要です。
- 診療科目を変えた場合

診療所を休止・再開・廃止した場合

休止・再開・廃止後 10 日以内

休止・再開・廃止後 10 日以内に診療所休止・再開・廃止届（11 号様式）を提出してください。

問合せ先

神奈川県鎌倉保健福祉事務所 企画調整課

電話 | 0467-24-3900（代表）

来所の際は、必ず事前にお電話ください。

ホームページ | www.pref.kanagawa.jp/docs/d3x/

各届出様式を掲載しています。

次の手続きについては、各担当課にお問い合わせください。

- 麻薬診療施設（麻薬施用者が勤務する診療所） 環境衛生課
- 生活保護法等指定医療機関 保健福祉課
- 結核指定医療機関 / 被爆者一般疾病医療機関 保健予防課